

令和元年度 兵庫県農薬危害防止運動実施要領

第1 目的

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全性確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康保護及び生活環境保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準の遵守や農薬使用地域周辺の住民等の健康影響に配慮するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用、地域や関係機関の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、全国的に見ると、農薬の使用にあたり、人、家畜、周辺環境への配慮が不十分で被害が発生した事例や農薬の不適正な使用により、農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が見られる。

また、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用された事例も散見されている。

このため、これら関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

兵庫県農薬危害防止運動

第3 実施期間

原則、令和元年6月1日から8月31日までの3か月間とし、特に7月31日までの2か月間については重点的に取り組むこととする。

第4 実施主体

兵庫県

第5 実施事項

(1) 危害防止対策の実施体制

本運動は、兵庫県農政環境部及び健康福祉部、他の関係部局、関係団体等の緊密な連携のもとに実施する。

(2) 広報活動による啓発宣伝

ポスター等を活用した広報活動の展開により本運動の普及啓発を図る。

(3) 講習会の開催による普及啓発

農薬販売者をはじめ、防除業者・ゴルフ場関係者・生産者等農薬使用者及び市町・農業協同組合職員等地域指導者を対象に、農薬の適正な使用方法及び保管管理、危害防止対策、毒物劇物の適正な取り扱い等について講習会を開催する。

(4) 医療機関との連携

ア 事故者の処置体制

農薬による事故は、一般にその経過が急激であり、事故発生の際には速やかに医師の適切な処置を受ける必要があるため、関係医療機関に対して、「農薬中毒の症状と治療法」（第17版農薬工業会）等の資料を利用して、農薬の使用に伴う事故における症状及びその応急措置等について周知徹底する。

イ 事故の把握

農薬の使用に伴う事故の防止を図るためには、事故の発生の実態について常に的確に把握し、その原因を究明し、その情報を事故防止に活用する必要があることから、健康福祉事務所若しくは保健所設置市保健所、医療機関等の関係機関との連携を密にして、事故状況の把握に努める。

(5) 農薬の取扱についての指導

農薬販売者、防除業者・ゴルフ場関係者・生産者等農薬使用者に対して、関係法令等の遵守徹底を図るとともに、販売、保管管理、使用状況等を検査・指導し、違法行為が発見された場合は、必要に応じて関係部局と協議し、改善措置を講じる。

農薬の使用にあたっては、特に次の事項について指導する。

ア 農薬の安全・適正使用

農薬適正使用の指導にあたる者は、病虫害等の発生状況に応じた適切な農薬の選択や適正な使用方法の遵守、使用時の安全確保及び環境への配慮などを啓発し、農薬使用の適正化に努める。また、病虫害発生予察情報の活用や総合的病虫害管理(IPM)の推進により、効率的で適正な病虫害防除が実施されるよう努める。

ゴルフ場の管理においては、「ゴルフ場における農薬等安全使用に関する指導要綱」（平成元年4月1日兵庫県制定）に基づき、農薬の適正かつ安全な使用に留意する。

また、農薬の使用者は、農薬容器・袋のラベルに農薬登録番号があるか、使用期限内か確認し、目的とする病虫害や雑草の防除等について記載されているかを確認するとともに、必ずラベル等に示されている使用基準や注意事項を遵守する。

特に、土壌くん蒸剤を使用する場合は、防護マスク等の着用や施用直後のビニール等での被覆を確実に行う等の安全確保を徹底する。

なお、農薬の保管についても、誤飲や誤食による事故を防止するため、施錠

できる場所に保管する等により、不要農薬の不法処理や農薬の盗難等が発生しないよう、十分に注意する。

イ 散布作業従事者の健康管理

農薬の散布作業に従事する者は、必要に応じて健康診断を行う等、健康管理に十分留意する。

ウ 周辺環境への危害防止対策

農薬の使用者は、気象、地形等の環境条件を考慮のうえ、蚕、蜜蜂、魚介類への被害、河川、水道水源等、周辺地域に対して影響を与えないよう、危害防止対策を講じるとともに、居住区域と近接した地域における農薬の使用にあたっては、周辺住民の健康及び生活環境の保全に留意する。

特に、水田における農薬使用に際しては、周辺環境に十分配慮し、水質への影響や魚介類への危害の防止に努める。また、蜜蜂への危害防止にあたって、「蜜蜂の飼育及び農薬の散布に係る情報提供実施要領」（平成20年4月1日兵庫県制定）に基づき、農薬使用者、農業関係団体及び養蜂関係者等が連携して情報の共有化を図る。

エ 周辺食用農作物への農薬飛散防止対策

農薬の使用者は、「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）、「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について」（平成18年4月28日付け18消安第1212号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に基づき、周辺農作物への影響を少なくするよう努める。

オ 住宅地等における農薬使用

(7) 農業生産現場

住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対し、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）の周知を徹底し、農薬の飛散を防止するために必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前通知の実施等により周辺住民に対して十分な配慮を行うよう指導する。

(4) 公園等

公園、学校、保育所、病院等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園、市民農園における農薬使用者等に対し、「住宅地等における農薬使用について」の周知を徹底し、農薬の選択、使用方法の検討、事前通知の実施等、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

また、公園・街路樹等における病害虫等の管理にあたっては、環境省が作成

した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」を参考のうえ、適正な管理を行うように努める。(公開アドレス http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html)

カ 航空防除における農薬使用

有人及び無人航空機により農薬散布する者は、関係法令等を遵守するとともに、事前に、農薬の使用目的、農薬を散布する日時、使用する農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先等について、周辺住民等への周知を行う。農薬散布の際には、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期し、安全対策を強化、徹底し、事故防止を図る。

(6) その他

別添「2019年度農薬危害防止運動の実施について」(平成31年4月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長、農林水産省消費・安全局長並びに環境省水・大気環境局長通知)の内容についても周知徹底を図る。